# 平成19年度決算「健全化判断比率」等の算定結果について

平成20年4月より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することになりました。健全化判断比率等の公表は平成19年度決算分から、健全化計画の策定等の義務付け規定については地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用されます。

(参考) 会計区分のイメージ

—	1①. 一般会計			実質赤		実質公	
会計等	1(2). 一般会計等に属する特別会計		公債管理 母子寡婦福祉資金貸付 勤労者福祉共済 その他事業	<b>小字比率</b>		実質公債費比率	
公営事業会計	2. 一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る特別会 以外の特別会計		<ol> <li>国民健康保険</li> <li>介護保険</li> <li>後期高齢者医療</li> <li>農業共済</li> <li>老人保健医療</li> <li>介護サービス</li> <li>駐車場</li> <li>交通災害共済</li> <li>公営競技</li> <li>公立大学附属病院</li> <li>有料道路</li> </ol>		連結実質赤	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)	
公営企業会計	3. 公営企業に 係る会計 (地公企法を適用する事業 又は 地財令第37条の事業)	法適用企業 法非適用企業	<ol> <li>水道事業</li> <li>工業用水道</li> <li>執道</li> <li>自動車運送</li> <li>鉄道</li> <li>電気</li> <li>ガス</li> <li>病院</li> <li>その他法適用事業</li> <li>簡易水道</li> <li>船舶運航</li> <li>港湾整備</li> <li>市場</li> <li>と畜場</li> <li>宅地造成</li> <li>下水道</li> <li>観光施設</li> </ol>	資金不足比率(会計13とに算定)	- 小字比率	ほか組合等の会計を含む)	

# 〈平成19年度決算 算定結果〉

# 1. 健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
—	—	2 1. 6	258.3	
( 11.53)	( 16.53)	( 2 5. 0)	(350.0)	

※括弧内は早期健全化基準

# 2. 公営企業資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率(%)	
病院事業	_	
水道事業	_	
簡易水道事業	_	
下水道事業	_	
農業·漁業集落排水事業	_	
净化槽設置事業	_	
風力発電事業	31.1	
廃棄物発電事業	_	
企業用地造成事業	_	

### く参考>

### 1. 健全化判断比率

# ①実質赤字比率

算定結果 -% (赤字額がないため、比率としては算定されない)

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

=-1.65%

- ■実質収支が黒字の場合は、負の値(赤字を生じていない)で表示。
- ■標準財政規模は、その年度に入る一般財源を全国統一のルールにより計算 した額で、標準税収入額等に普通交付税を加えたもの(臨時財政対策債発 行可能額を含む)。
- ■早期健全化基準 11.53%以上 財政再生基準 20.00%以上

### ②連結実質赤字比率

算定結果 -%(赤字額がないため、比率としては算定されない)

公営事業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額) の標準財政規模に対する比率。

連結実質収支額 4,585,286千円 連結実質赤字比率= = ———— 標準財政規模 37,277,008千円

=-12.30

- ■実質収支が黒字の場合は、負の値(赤字を生じていない)で表示。
- ■早期健全化基準 16.53%以上 財政再生基準 40.00%以上

## ③実質公債費比率

### 算定結果 21.6%(3力年平均)

平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行した ことに伴い導入された財政指標であり、一般会計等が負担する元利償還金及 び準元利償還金(公営事業会計に係る起債償還分の繰出等)の標準財政規模 に対する比率。

従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営事業会計の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

一(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)

実質公債費比率= (H19 単年度)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)

15,945,857千円-9,401,488千円=

37, 277, 008千円-8, 731, 710千円

= 22.93%

実質公債費比率= (20.05%+21.98%+22.93%) /3 (3力年平均) = 21.6%

- ■3カ年平均は、H17年度からH19年度の3年の平均。
- ■早期健全化基準 25.0%以上 財政再生基準 35.0%以上

## ④将来負担比率

# 算定結果 258.3%

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。 地方公共団体の財政負担の程度を表す指標として実質公債費比率が用い られているが、あくまでもフローベースの負担を表す指標であることから、 残高(ストック)ベースでの財政負担を表す指標として将来負担比率が導入 された。

地方債残高や退職手当支給予定額、公社に対する債務保証など地方公共団体の連結ベースの負債総額から、将来負担軽減効果のある基金など資産額を 差し引いた将来負担額が、標準財政規模の何倍に相当するかを表すもの。

> 将来負担額(損失補償を含む債務負担額・退職手当・ 土地開発公社の負債等を含む。) - (充当可能基金額 +特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需 要額算入見込額)

### 将来負担比率=

標準財政規模ー(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

= 258.3%

- ■早期健全化基準 350.0%以上
- ■財政再生基準 将来予測による部分があることから、財政再生基準には 含まれていない。

# 2. 公営企業資金不足比率

# 算定結果 風力発電会計で31.1%の資金不足 他の会計は該当なし

公営企業会計を対象とした、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

 資金の不足額
 7,769千円

 資金不足比率=
 =

 (風力発電会計)
 事業の規模(営業収益)

 24,954千円

= 31.1%

- ■落雷等の偶発的事故による修理費の補償金収入相当額を繰上充用したことによる一時的な資金不足であり、次年度以降の不足は発生しない見込み。
- ■経営健全化基準 20.0%以上

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(要旨)

## ●早期健全化基準を超えた場合

- 1 財政健全化計画
- 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を 定めなければならない。

### 2 財政健全化計画の策定手続等

○ 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都 道府県知事に報告しなければならない。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公 表しなければならない。

### 3 国等の勧告等

○ 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行なう。

### ●財政再生基準を超えた場合

#### 1 財政再生計画

○ 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上 である場合には、財政再生計画を定めな ければならない。

### 2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都 道府県知事に報告しなければならない。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 財政再生計画は、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表 しなければならない。

### 3 地方債の起債の制限

○ 再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である 場合は、財政再生計画に総 務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債がで きない。

# 4 地方財政法第5条(地方債の制限)の特例

○ 財政再生計画に同意を得た場合は、収支不足額を解消するため、地方財政法第5条の 規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内 である地方債(再生振替特例債)を起こすことができる。

### ●経営健全化基準を超えた場合(公営企業のみ)

#### 1 経営健全化計画

○ 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければ ならない。

### 2 経営健全化計画の策定手続

○ 経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・ 都道府県知事に報告しなければならない。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、 公表しなければならない。

#### 3 国等の勧告等

○ 経営健全化計画の実施状況を踏まえ、公営企業の経営の早期健全化が著しく困難である と認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行なう。